

内容見本 (B5判縮小)

第2章 国籍・戸籍に関する相談

3 帰化

(1) 通常帰化

通常帰化(1)「引き続き5年以上日本に住所を有しが特に問題となる場合」

Q 私は日本に滞在する中国人です。大学に4年間在籍後就職して1年経過したので5年以上日本に住所を有す。そのため、申請すれば現時点でも帰化が許可されるでしょうか。ただ、私は就職後、中国に頻繁に出張しています。5年以上日本に「住所」を有することという帰化の要件と問題になることはあるのでしょうか。

A **ポイント**
帰化が許可されるための条件の一つとして、国籍法5条1項1号は「日本に住所を有すること」を規定しています。この点、実務では、「住所」としての一定の定着性が認められるための就労・納税も要求されています。そのため、大学4年間在籍の後、経過した時点ではこの実務上の基準を満たさないため、残念ながら現時点で許可されないのが実情です。また、「引き続き」という点に関しては、実務上、勤務する会社の出張を得ない出国の場合、一定日数以下、例えば年間合計100日程度以内の

第5章 労働・事業・社会保険に関する相談

外国人従業員の昇進、配置転換、出向・転籍と

Q 外国人である私は、日本において会社で従業員としてきましたが、この度部長に昇進することになりました。在留資格に関し、どのような手続きをとることが必要か。また、配置転換により職務内容に変更がある場合や出向する場合については、どうでしょうか。

A **ポイント**
昇進については、昇進により事業の管理に従事する活動を行うよう則として「経営・管理」の在留資格への変更が必要となります。配置転換又は出向・転籍については、配置転換又は出向・転籍後に有している在留資格において認められている活動の範囲内にある場合に係る手続きをとる必要はありませんが、配置転換又は出向・転籍に有している在留資格において認められている活動の範囲を逸脱する場合は、当該活動を行うことが認められる他の在留資格への変更が必

解説

第1 在留資格の変更とは

在留資格の変更とは、在留資格を有する外国人が在留目的を変更して該当する活動を行おうとする場合に、法務大臣より許可を受け在留資格を新しい在留資格に変更すること(入管20)をいいます。この手続きにより、日本に在留する外国人は、現に有している在留資格に該当しない他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合、本間における外国人従業員の昇進、配置転換又は出向・転籍の在留資格の変更を要するかどうかを検討する必要があります。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要はありません。
●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第2章 国籍・戸籍に関する相談

解説

第1 国籍法5条1項が規定する通常帰化の条件

国籍法5条1項は、通常帰化が許可されるための条件を以下のように規定しています。

○国籍法5条1項

法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

- 一 引き続き5年以上日本に住所を有すること。
- 二 20歳以上で本国法によって行為能力を有すること。
- 三 素行が善良であること。
- 四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
- 五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

本間においては、国籍法5条1項1号の「引き続き5年以上日本に住所を有すること」という条件に関して、「住所」という点と「引き続き」という点を満たすかが問題になります。

第5章 労働・事業・社会保険に関する相談

第2 昇進の場合

出入国管理及び難民認定法上、企業の経営者等を外国から受け入れるための在留資格として、「経営・管理」の在留資格が定められています(入管別表1の2)。「経営・管理」の在留資格は、①事業の経営に従事する活動、例えば、社長、取締役、監査役等の役員としての活動と②事業の管理に実質的に参画する活動、例えば、部長、工場長、支店長等としての活動を対象とするものです。

本間の外国人従業員が部長に昇進し、管理的業務に従事する職員としての活動を行うようになるのであれば、「経営・管理」の在留資格該当性が認められることになりま

す。在留資格の変更の要否に関しては、ある会社の職員として「技術・人文知識・国際

第6章 税金に関する相談

国外における給与の支払と源泉徴収

Q 当社は、英国法人の日本支店です。当社において勤務する外国人従業員に対しては、イギリス本社から従業員のイギリスにある銀行口座に給与を直接振り込んでいます。このように国外において給与が支払われた場合でも、日本の税務上、源泉徴収をしなければいけないのでしょうか。なお、このような外国人従業員が日本に赴任して勤務する期間については、6か月から5年を超える場合まで様々です。また、このような外国人従業員につき、給与計算期間の途中で出国した場合、源泉徴収額をどのように計算するのでしょうか。

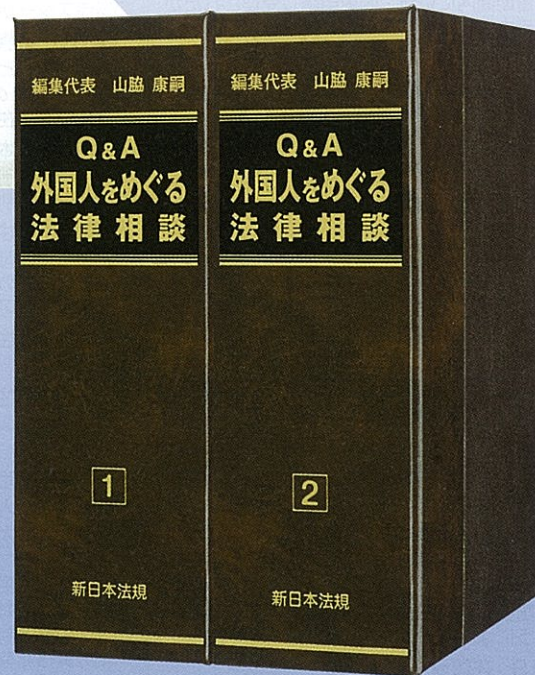
A **ポイント**
外国人従業員が非居住者に該当する場合には、その支払をする者が国内に事務所又は事業所等を有するときは、給与が国内で支払われたものと見なされ、源泉徴収の対象となります。

外国人をめぐる法律相談やトラブルに対応するために!

Q&A

外国人をめぐる法律相談

編集代表 山脇 康嗣 (弁護士)



- ◆在留資格や国籍・戸籍から、夫婦・親子関係、相続、労働、社会保険、税金、刑事事件まで、外国人が日本で生活する上で関係するさまざまな法律問題を幅広く取り上げています。
- ◆外国人が直面しやすい事案を相談形式で詳細に解説し、外国人に係る個人法務及び企業法務をこの一冊で完全網羅しています。実務に役立つ書式例も掲載しています。
- ◆この分野に深く通じた第一線の弁護士や税理士、社会保険労務士、入管手続・在留申請を多数手掛ける行政書士等の実務家集団が編集・執筆しています。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁 1,642頁
定価 13,200円(本体 12,000円) 送料 1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バンダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)



掲載内容

第1章 在留資格等に関する相談

第1 入管法上の在留資格制度

- 在留資格制度の内容、入管業務の特殊性
- 平成26年6月18日に公布された改正入管法の内容
- 平成28年11月28日に公布された改正入管法の内容

第2 上陸手続(査証、在留資格認定証明書等)

- イギリス人が日本での会社設立などの準備のため日本に入国するには
- 中国人親が娘の結婚式への参列のため日本に入国するには
- インドから妻を呼び寄せて、一緒に日本で暮らすには

第3 在留期間更新許可

- 在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン
- 在留期間更新、在留資格変更における上陸許可基準の位置付け
- 在留期間更新申請の特別受理
- 在留期間内に更新・変更申請し受理されたが、審査中に在留期間が経過した場合の取扱い
- 在留期間更新許可申請をオンラインで行うには

第4 在留資格変更許可

- 「永住者」への在留資格の変更
- 「短期滞在」から地位等類型資格(「日本人の配偶者等」等)への在留資格変更
- 「短期滞在」から活動類型資格(「技術・人文知識・国際業務」等)への在留資格変更(いわゆる認定証返し)
- 「留学」からほかの在留資格(「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」等)への在留資格変更の際の留意点

第5 在留資格取得許可

- 片親が不法残留している場合に、その者から生まれた子の在留資格

第6 就労資格証明書

- 転職事例における就労資格証明書

第7 資格外活動許可

- 資格外活動許可(個別的許可)

第8 再入国許可

- 執行猶予期間中の外国人が再入国許可を得るには
- 出国中に再入国許可の有効期間を延長してもらうには

第9 在留資格取消制度

- 在留資格取消制度(在留資格が取り消される場合)

第10 新たな在留管理制度(在留カード等)

- 新たな在留管理制度において導入された在留カードとは
- 新たな在留管理制度における勤務先や住所の変更の届け先は

第11 「技術・人文知識・国際業務」

- 人文知識に関連する業務を行う者が在留資格を得る場合の留意点

- 国際業務に関連する業務を行う者が在留資格を得る場合の留意点
- 外国人IT技術者を呼び寄せるには
- 技術の知識を生かして、通訳・翻訳業務をも担当する場合には

第12 (欠)

第13 「企業内転勤」

- 海外の関連会社から職員を派遣して日本で勤務させるには

第13の2 「介護」

- 外国人が介護に関する業務を行う場合の在留資格

第14 「技能」

- 中国人の調理師を呼び寄せるには
- 各国の調理師を招聘する要件は

第14の2 「特定技能」

- 在留資格「特定技能」の概要

第14の3 「技能実習」

- 新しい技能実習制度

第15 「経営・管理」

- 常勤職員2名を雇用しない場合
- 共同出資の場合
- 株式買取りの場合
- 「技能」から「経営・管理」への変更

第16 「興行」

- 外国人プロサッカー選手と外国人コーチを日本に招聘するには
- 韓流スターが日本で芸能活動をするためには

第17 「家族滞在」

- 調理師の妻と子呼び寄せるには
- 「家族滞在」の高校生が卒業後に日本で就労する場合の在留資格変更

第18 「日本人の配偶者等」

- 不仲による別居
- 在監による別居

第19 「永住者」

- 在留特別許可を受けた者による永住許可申請
- 家族全員での永住許可申請
- 子の永住許可申請

第20 「永住者の配偶者等」

- 永住者の配偶者の呼び寄せ

第21 「定住者」

- 日本人の配偶者の子の呼び寄せ
- 離婚定住

第22 「特定活動」

- フィリピン人メイドを日本に招聘するには
- アメリカの大学生をインターンとして働かせるためには

- 日系4世の更なる受入制度
- 高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度

- 就労資格を有する外国人の配偶者の連れ子(就労資格を有する外国人と養子縁組しない場合)
- 国際的なイベントの関係者及び配偶者等

第23 「短期滞在」

- 「短期滞在」の更新

第24 在留特別許可

- 在留特別許可とは
- 不法残留している外国人が、「定住者」の在留資格をもって在留している外国人と婚姻した場合、在留特別許可は認められるか

第25 再審情願

- 在留特別許可が認められなかった場合に、訴訟によらずして争う手段

第26 上陸特別許可

- 上陸特別許可とは
- 「日本人の配偶者等」としての上陸特別許可

第2章 国籍・戸籍に関する相談

第1 国籍

1 出生による国籍の取得

- 日本人夫との離婚後に出生する子の国籍
- 日本人夫の死亡後に出生する子の国籍
- 日本で生まれて、父母がともに知れない子の国籍、無国籍者

2 認知された子の国籍の取得

- 準正嫡出子の日本国籍取得
- 認知された非嫡出子の日本国籍取得

3 帰化

- (1) 通常帰化
 - 通常帰化(1)「引き続き5年以上日本に住するを有すること」が特に問題となる場合
 - 通常帰化(2)「素行が善良であること」が特に問題となる場合(前科)
 - 通常帰化(3)「素行が善良であること」が特に問題となる場合(交通違反など)
 - 通常帰化(4)給与所得者について、「自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること」が特に問題となる場合
 - 通常帰化(5)自営業者について、「自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること」が特に問題となる場合

(2) 簡易帰化

- 簡易帰化(1) 国籍法6条(日本国民であった者の子、日本で生まれた者、引き続き10年以上日本に住するを有する者)
- 簡易帰化(2) 国籍法7条(日本国民の配偶者たる外国人)
- 簡易帰化(3) 国籍法8条(日本国民の子、日本国民の養子、日本の国籍を失った者)

4 国籍の喪失

- 自己の志望による外国国籍の取得
- 日本国籍不保留による日本国籍の喪失
- 重国籍者の日本国籍の離脱による日本国籍の喪失

5 国籍の選択

- 国籍の選択の催告
- 日本国籍選択の宣言、日本国籍喪失宣告

6 国籍の再取得

- 日本国籍の留保をしなかった者の国籍再取得

第2 戸籍

1 戸籍の意義、制度

- 日本の戸籍の特徴、外国の制度との違い
- 韓国戸籍法廃止(大韓民国家族関係の登録等に関する法律)

2 外国の戸籍制度

- 在外日本人に対する戸籍法の適用、在外公館への戸籍訂正申請

3 戸籍法の適用の有無

- 在外日本人に対する戸籍法の適用、在外公館への戸籍訂正申請

4 就籍

- 就籍とは

5 その他の戸籍の問題

- 日本人男性と結婚した外国人女性の戸籍

- 外国人の夫の氏を称するには
- 帰化後に離婚した場合の氏の扱い
- 生存配偶者が外国人と再婚し新戸籍が編成された場合の子の戸籍の扱い

第3章 夫婦・親子関係に関する相談

第1 婚姻

- 日本人と外国人の婚姻の実質的要件
- 日本人と外国人の婚姻の手続(形式的成立要件)
- 日本における外国人同士の婚姻
- 夫婦財産制
- 婚姻費用の分担

第2 離婚

- 日本人と外国人の離婚手続
- 外国人夫婦の離婚手続
- 日本でなされた離婚の国際的効力
- 涉外離婚と国際裁判管轄
- 外国裁判所の離婚判決の日本での効力
- 婚姻の無効
- 行方不明になった外国人配偶者との離婚
- 財産分与、慰謝料、養育費、親権者・監護者の決定
- 離婚と在留資格

第3 親子関係

- 嫡出親子関係の成立

- 認知
- 親権・監護権・面接交渉
- 国際的な子の監護・引渡し

第4 養子縁組

- 日本人が外国人を養子とする縁組の手続
- 外国人が日本人を養子とする縁組の手続
- 夫婦と養子縁組
- 外国人配偶者の連れ子との養子縁組
- 特別養子縁組
- 離縁の手続
- 養子の在留資格

第5 後見

- 未成年後見
- 成年後見

第6 失踪

- 在日外国人の失踪宣告

第4章 相続に関する相談

第1 相続

- 涉外相続の準拠法
- 限定承認、放棄
- 相続人の不存在、特別縁故者
- 遺産分割の準拠法と裁判管轄

第2 遺言

- 遺言の方式
- 遺言書の検認
- 遺言執行者の選任

第5章 労働・事業・社会保険に関する相談

第1 労働

1 外国人と労働法

- 外国人の雇用関係に適用される法律
- 日本で外国人が雇用関係に関わる場合の留意点

2 採用・入社

- 外国人従業員を採用する場合の留意点
- 外国人の就労と在留資格の関係
- 外国人留学生をアルバイト採用する場合の留意点

3 就労

- 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に管理するための指針とは
- 外国人労働者の雇用状況の届出制度とは
- 外国人労働者の死傷病報告とは
- 不法就労者の雇用に関する問題点
- 外国人従業員の賃金に関する問題点
- 外国人従業員の労働時間に関する問題点
- 外国人従業員の昇進、配置転換、出向・転籍と在留資格

4 退職・転職

- 外国人従業員を解雇する場合の留意点
- 外国人従業員が退職する場合の留意点

5 労働紛争

- 外国人が労働紛争に関わる場合の留意点

第2 事業

1 事業の形態・設立

- 外国人が日本で事業を営むには
- 外国人が日本で事業を営む場合の形態
- 外国人が日本で事業を営む場合のその他の形態
- 外国人が日本で株式会社を設立するには
- 外国人が日本で合同会社(LLC)・有限責任事業組合(LLP)を設立するには
- 外国の会社を日本へ事業進出させるには

2 事業の開始と諸手続

- 外国会社の活動に必要な手続
- 外国人が日本で事業を営む場合に必要な在留資格

- 外国人が会社を設立する場合などに必要な外国為替及び外国貿易法上の届出・報告

- 外国人が日本で事業を営む場合に必要な税務官署に対する届出

- 外国人が日本で従業員を雇用する場合に必要な届出

3 事業の開始と諸規制

- 外国人の事業と外国為替及び外国貿易法上の規制

第3 社会保険

1 外国人と社会保険への加入

- 外国人に関する労災保険の例外的な取扱いとは
- 外国人に関する雇用保険の例外的な取扱いとは
- 外国人に関する健康保険の例外的な取扱いとは
- 国外にいる外国人の家族を健康保険上の被扶養者としてすることができるか、また受けられる給付とは
- 外国人でも介護保険の被保険者になるのか

- 外国人に関する厚生年金保険の例外的な取扱いとは
- 外国人の社会保険加入の免除を認める社会保障協定とは
- 2 外国人と社会保険に基づく給付
- 年金保険に係る脱退一時金とは

第6章 税金に関する相談

第1 国際税務の概要

第2 外国人の所得と税金

- 1 居住形態と税金
- 2 租税条約に基づく特例
- 3 給与所得
- 4 退職所得
- 5 不動産所得
- 6 譲渡所得
- 7 その他の所得
- 8 所得控除
- 9 税額控除
- 10 申告・納付

第3 外国人の事業と税金

- 1 事業形態と税金
- 2 外国法人支店における税金
- 3 日本法人・子会社における税金
- 4 消費税

第4 外国人とその他の税金

- 1 住民税
- 2 相続税

第7章 刑事事件に関する相談

第1 捜査段階における法的問題

第2 公判段階における法的問題

第3 刑事事件と入管手続

第8章 生活に関する相談

第1 生活一般

第2 住居

第3 教育

第4 交通事故

第5 災害

第6 その他

索引

○事項索引

○判例年次索引

第5章までの細目次を掲載し、以降は省略してあります。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 総経本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区南平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2021.6) 609-1⑧

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。